

警察安全相談等の取扱いに関する訓令の運用について

令和5年3月31日
大通達甲（広報）第5号ほか
警務部長等から本部各課・
所・隊長、警察学校長、各
警察署長宛て

（概要）

この通達は、警察安全相談等の取扱いに関する訓令（平成13年大分県警察本部訓令甲第11号）の運用に関し、必要な事項を定めたものである。